

別紙【 児童扶養手当受給状況照会同意書について Q&A 】

Q1 「児童扶養手当受給状況照会同意書」とは？

A1 「児童扶養手当受給状況照会同意書」とは、任意で提出していただく書類となります。

同封の「児童扶養手当受給状況照会同意書」に同意し、提出していただける場合は、「児童扶養手当証書」の有効期限（毎年3月・10月等）満了時に伴う水道料金減額申込手続きが不要になります。

毎年、「児童扶養手当証書」の有効期限満了時に、水道局が児童扶養手当所管課に照会し、児童扶養手当の受給状況を確認します。

照会の結果、児童扶養手当を受給している場合は、引き続き水道料金等が減額されます。なお、引き続き水道料金等が減額となる旨のお知らせは送付しません。

照会の結果、児童扶養手当の受給がなくなった場合は、水道料金等の減額が終了となり、水道料金等減額終了のお知らせを送付します。

Q2 「児童扶養手当受給状況照会同意書」に同意するので、今回も照会することはできませんか？

A2 児童扶養手当所管課への照会は、新規（継続）減額申込み以降の「児童扶養手当証書」の有効期限満了時から、実施させていただきます。

新規申し込み時及び転居等で減額申込みをする場合は、「有効期限が切れていない児童扶養手当証書の写し等」の提出が必要です。

Q3 水道局が児童扶養手当の受給状況を児童扶養手当所管課に照会する事に同意できません。どのように手続きするのですか？

A3 同意できない場合は、「児童扶養手当受給状況照会同意書」の提出は不要です。

「水道料金減額申込書」「有効期限が切れていない児童扶養手当証書の写し」を提出してください。

次の「児童扶養手当証書」の有効期限満了時に減額申込手続きの案内を送付しますのでお手続きしてください。


※年度途中で児童扶養手当の受給がなくなった場合や変更があった場合は、直ちに水道局へその旨を届け出てください。

※お問い合わせ先 さいたま市水道局 各営業所 検針係

電話番号 048-665-3220（電話受付センター）

FAX 048-653-0089（北部水道営業所）

048-832-2899（南部水道営業所）

<p>児童扶養手当証書</p> <p>さいたま市</p>		<p>証書番号 第 _____ 号</p> <p>受給者氏名 水道 花子</p> <p>生年月日 昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p>住 所 〒330-0000 さいたま市〇〇区〇〇1-1-1</p> <p>手当月額 _____</p> <p>支給対象児童数 _____</p> <p>支給開始年月 _____</p> <p>支払金融機関 _____</p>
<p>有効期限が切れていないこと。</p>		<p>令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p>さいたま市長 関 裕</p> 
有効期限	令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日	

減額申込者本人であること。

水道使用場所と同じであること。

※見 本

児童扶養手当証書を開いてA4サイズ。コピーはモノクロで、全部の面が見えるようにお取りください。裏面は不要です。